（削る。）

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十八条　法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十一条の六（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けて行う法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二の事業に係る事項

二　法第八十七条の二第七項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により定めるべき事項

三　（略）

（共済規程の変更の総会の決議を要しない事項）

第百七十九条　法第四十八条第五項（法第九十六条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（役員の説明義務）

第百八十条　法第五十条の二（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第六十二条第六項（法第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百五条第四項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四　（略）

（議事録）

第百八十一条　法第五十条の四第一項（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第六十二条第六項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する総会（総会の部会を含む。以下この条において同じ。）の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一～三　（略）

四　総会に出席した理事、経営管理委員、監事又は会計監査人の氏名又は名称

五・六　（略）

（計算書類に関する事項）

第百八十三条　法第五十三条第二項第二号（法第五十四条の二第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第八十六条の三第六項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、法第五十三条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を組合の主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

（総会議決事項となるその他の書類）

第百七十七条　法第四十八条第一項第六号（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、第百三十七条から第百四十九条までの規定に従い作成される注記表とする。

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十八条　法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十一条の四の二（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けて行う法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二の事業に係る事項

二　法第八十七条の三第七項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により定めるべき事項

三　（略）

（共済規程の変更の総会の議決を要しない事項）

第百七十九条　法第四十八条第五項（法第九十六条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（役員の説明義務）

第百八十条　法第五十条の二（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第六十二条第六項（法第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の八第四項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四　（略）

（議事録）

第百八十一条　法第五十条の四第一項（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第六十二条第六項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する総会（総会の部会を含む。以下この条において同じ。）の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一～三　（略）

四　総会に出席した役員の氏名

五・六　（略）

（財産目録及び貸借対照表に関する事項）

第百八十三条　法第五十三条第二項第二号（法第五十四条の二第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項（法第八十六条第二項、第八十六条の三第六項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、法第五十三条第一項に規定する財産目録及び貸借対照表を組合の主たる事務所に備え置いている旨とする。